

金婚夫婦・ダイヤモンド婚夫婦に 記念品を贈呈します

市では、敬老事業の一環として、今年結婚50周年を迎えるご夫婦や、すでに結婚後50年を経過したご夫婦に、お祝いの記念品を贈呈します。
また、今年度は結婚60周年を迎えられたダイヤモンド婚夫婦にも記念品を贈呈します。
該当される方は申請してください。

- ▶**受付期間** 6月1日(月)～7月17日(金)※期間厳守のこと
▶**対 象** (婚姻年月日は、挙式した日または入籍した日どちらでも可)
【金婚夫婦】昭和34年12月31日以前に結婚されたご夫婦
※昨年までに受領されている方を除く
【ダイヤモンド婚夫婦】昭和24年1月1日から12月31日までに結婚されたご夫婦
▶**申請方法** 高齢者福祉課にある指定の申請用紙に記入し、同課8番窓口へ提出してください。印鑑、戸籍謄本などは必要ありません。なお、代理申請は可能ですが、電話での申請はできません。

70歳以上の方を対象に贈呈していた敬老記念品(市内商店街共通商品券500円)は、昨年度で終了させていただきました。
なお、77歳(1万円)、88歳(2万円)、99歳(3万円)の方に対する敬老祝金贈呈は、引き続き実施します。

- ▶**問い合わせ** 高齢者福祉課高齢福祉担当(内線223)

敬老模範家庭などの 合同表彰式を行います

敬老模範家庭・三夫婦世帯・金婚夫婦合同表彰式を次のとおり行います。今年度は市制施行60周年を記念し、行田市とともに歩み、結婚60周年を迎えられたダイヤモンド婚夫婦も表彰します。

当日は表彰式のほか、アトラクションを予定しています。なお、招待者には後日通知します。

- ▶**日時** 9月12日(土) 午前10時
▶**場所** 「みらい」文化ホール
▶**問い合わせ** 高齢者福祉課高齢福祉担当(内線223)



個人住民税の公的年金からの 特別徴収制度が始まります

10月支給分の公的年金から個人住民税(市民税・県民税)の特別徴収(引き落とし)が始まります。これにより金融機関などに出向く必要がないため、納め忘れがなくなります。また、納める回数が増えることで、1回の納税額が軽減されます。

なお、この制度は個人住民税の納税方法を変更するもので、新たな負担は生じません。

- ▶**対象となる方** 該当年度の4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る個人住民税の納税義務のある方。ただし、次の場合は対象になりません。
・公的年金の年額が18万円未満の場合
・介護保険料が公的年金から引き落としされていない場合
▶**対象となる年金** 老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金など
※障害年金や遺族年金などの非課税の年金は対象になりません
▶**対象となる税額** 公的年金等所得に係る個人住民税
▶**その他** 特別徴収が開始されるまでの税額は、6月および8月に普通徴収(納付書または口座振替で納付する方法)により納めていただくことになります。
▶**問い合わせ** 税務課市民税担当(内線231・232)

特定健診を受診してください

国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方へ

4月1日現在で国民健康保険に加入している方のうち、今年度40歳から64歳になる方に特定健診の受診券を送付しました。受診期間は6月から8月までです。医療機関に予約のうえ、行田市国民健康保険証と受診券を持参し受診してください。

なお、65歳以上の方の受診期間は9月から12月までです。8月中旬に受診券を送付する予定です。

『平成21年度健(検)診のご案内』に変更があります
実施医療機関一覧表の一部を次のとおり変更してください。

<変更前>

医療機関名	特定健診	後期高齢者健診	生活機能検査	ヤング健診
石井クリニック	○			○



<変更後>

医療機関名	特定健診	後期高齢者健診	生活機能検査	ヤング健診
石井クリニック	○	○	○	○

- ▶**問い合わせ** 保険年金課国保担当(内線271・272・273)